



2026年4月14日

各 位

会社名 株式会社オキサイド
代表者名 代表取締役社長(COO兼CFO) 山本正幸
(コード番号:6521 東証グロース)
問合せ先 執行役員(CSO)企画本部長 竹内健吾
(TEL. 0551-26-0022)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について第26回定時株主総会(2026年5月29日開催予定)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、グローバルな事業展開および組織運営の明確化を目的として、従来の日本的役職表記(例:社長、副社長等)を廃止し、英語の職務表記(CxO:CEO、COO、CTO等)へ一本化する方針を決定しました。本議案は、これに伴い、現行定款第22条(代表取締役および役付取締役)第3項の役付取締役を変更するものであります。

また、株主総会の議長については、株主の皆様に対して当社経営についての説明を充実させるため、代表取締役の中から取締役会において選定することとし、取締役会の議長については、ガバナンス強化の観点から社外取締役を含む取締役の中から取締役会において選定することを想定し、現行定款第13条及び第23条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第 13 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会において定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役会において定めた取締役</u>が議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1～2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>役付取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会において定める順序</u>により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第 28 条 (取締役会規則)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会<u>規則</u>による。</p>	<p>第 28 条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会<u>規程</u>による。</p>

以上